

幼保連携型認定こども園を設置することを目的とする学校法人の設立に係る
寄附行為及び寄附行為変更の認可取扱内規

(26 生私行第 3350 号)

(平成 27 年 3 月 20 日)

(最終改正 27 生私行第 3523 号)

(平成 28 年 3 月 30 日)

(趣旨)

第 1 新たに幼保連携型認定こども園を設置することを目的とする学校法人（以下「学校法人」という。）の設立に係る寄附行為及び寄附行為変更の認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この取扱内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 この取扱内規における用語の意義は、次の（１）から（９）までに定めるところによる。

- (1) 学校法人 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人の設置するものをいう。
- (3) 園 地 園庭、園舎敷地等からなる幼保連携型認定こども園の土地をいう。
- (4) 園 舎 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第 8 条第 1 項に規定する乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、職員室、保健室、調理室、便所等からなる幼保連携型認定こども園の建物をいう。
- (5) 基本財産 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。
- (6) 運用財産 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産をいう。
- (7) 年間経常的経費 学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）別表第二事業活動収支計算書記載科目に掲げる教育活動収支の人件費、教育研究経費、管理経費及び教育活動外収支の借入金等利息の合算額をいう。
- (8) 事業活動収入 学校法人の負債とならない収入をいう。

(東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の適用)

第 3

学校法人が設置する幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目（以下「基準条例等」という。）に適合しているものとする。

(基本財産)

第4 学校法人は、基本財産として基準条例等に定める施設及び設備を有し、又はこれらの取得に要する資金を有しているものとする。

2 1の規定にかかわらず、学校法人は、教育及び保育上支障がないと認められる場合で、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、20年以上の賃貸借契約等が締結されている場合は、園地を借用することができるものとする。ただし、次の(1)に該当し、かつ、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の財産で所有することが困難な場合

(2) 公益法人の財産で、寄附又は譲渡が困難な場合

(3) 借用部分が園地面積の2分の1以下の場合。ただし、土地の取得等が極めて困難な場合は、この限りでない。

3 学校法人は、特別の事情があり、教育及び保育上支障がないことが確実と知事が認め、かつ、20年以上の賃貸借契約等が締結されている場合は、園舎を借用することができるものとする。ただし、国又は地方公共団体から園舎を借用する場合で、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

4 学校法人は、その設置する幼保連携型認定こども園の施設に、役員の住居等教育・保育目的以外の目的のために継続的に使用される施設を附置してはならない。

5 1棟の建物の一部分である園舎は、園舎以外の部分と構造上明確に区分され、かつ、区分所有されていなければならない。

(運用財産)

第5 学校法人は、運用財産を確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金を年間経常経費の4分の1以上保有するものとする。

2 1の規定にかかわらず、第4 2 (3) ただし書及び第4 3の規定により園地及び園舎又は園地若しくは園舎を借用する場合は、学校法人は、次に掲げる運用財産を現金で保有するものとする。

(1) 園地及び園舎を借用する場合 年間経常経費の修業年限分以上

(2) 園地又は園舎を借用する場合 開設年度の年間経常経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料

(負債等)

第6 学校法人の負債は、日本私立学校振興・共済事業団又は公益財団法人東京都私学財団が行う貸付又は融資に限り、園舎の建築費の2分の1の範囲内で認めるものとする。

2 1の負債についての抵当権の設定は、差し支えないものとする。

3 第4 2 (3) ただし書及び第4 3の規定により、園地及び園舎又は園地若しくは園舎を借用する場合は、1の負債の年間返済額が、当該学校法人の年間の事業活動収入の20パーセント以内の額であること。

(役員等)

第7 学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、

広く教育に関し識見を有する者のうちから選任するものとする。

- 2 公益法人が学校法人を設立する場合は、寄附行為に、その公益法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

(名称)

- 第8 学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、東京都内の既設の学校法人名と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(委任)

- 第9 この取扱内規の実施に関し必要な事項は、生活文化局私学部長が別に定める。

(準用)

- 第10 第4及び第6の規定は、既設の学校法人が、新たに幼保連携型認定こども園を設置する場合に準用する。

附 則

この取扱内規は、決定の日から施行する。

附 則（27生私行第3523号）

この取扱内規は、平成28年4月1日から施行する。